

供覽

内閣官房總務課

會送第九號

昭和七年一月二十五日

内閣官房會計課長村瀨直養



内閣書記

内閣官房總務課長横溝光暉殿

通牒

今回、行政整理ニ因リ退職特別手當ノ支給ヲ受クハキ雇員
備人及職工、已分別紙、通決定、旨大藏大臣官房會計課長
ヨリ通牒有之候

四

藏會第六八號

昭和七年一月二十二日

大藏大臣官房會計課長 關原忠三

印

内閣書記官長 森

恪殿

今回、行政整理ニ因リ退職特別手当ノ支給ヲ受ク、ト雇員備
人及職工ノ区分左記ノ通決定相成候條依命此段及通牒候也

記

一雇員

雇員(事務技術)

工

師

寫字生又ハ華生

タイピスト

集計員

船

長

(海技免状有)

機関士

又ハ(免状有)

自働車運轉(免状有) 手及助手 (又ハモ)

電話交換手

巡

視

仕部
保母

守警

看護手又(免状有)
八看護婦(スルビノ)

工事備

營繕管財局ニ於
ケル工手

場所附備

二職工

貴族院ニ於ケル取締

青寫真工ノ類

工場ニ於ケル勞役者(印刷局ニ於ケル工員、專賣局ニ於ケル職工、
造幣局ニ於ケル職工人ハ定備ノ名稱ヲ附與セルモノ其ノ他
官廳ニ於ケル電工機械工及印刷職工ノ類)但シ小使、給
仕、雜役人夫等ハ工場ニ於テ勞務ニ服スルモノ之ニ包含セザル
モノトス

三備人

前二號以外ノモノニシテ小使、給仕人夫ノ類

閣甲第七號

起
昭和二年二月四日

裁可
七年二月五日 行

年月日

内閣總理大臣

齋

内閣書記官長

内閣書記官

田島

相

外務大臣

芳

陸軍大臣

為

文部大臣

五

遞信大臣

五

内務大臣

恭

海軍大臣

為

農林大臣

五

鐵道大臣

五

大藏大臣

恭

司法大臣

為

商工大臣

五

拓務大臣

五

行政並軍備整理又軍制改革ニ伴フ人員
整理實施要綱中改正ノ件